

令和6年1月12日

鹿児島県理学療法士協会会員 各位

公益社団法人 鹿児島県理学療法士協会  
選挙管理委員会委員長 前田 哲

## 鹿児島県理学療法士協会代議員選挙告示

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、鹿児島県理学療法士協会の代議員選出に伴い、公益社団法人鹿児島県理学療法士協会 選挙規程に基づき立候補者の受付を下記の通り実施いたします。

下記

立候補受付期間：令和6年1月27日正午～2月3日正午

選挙期間：令和6年2月16日～3月1日

選挙日：令和6年3月2日正午～3月9日正午

各地区の定員は以下の通りである。

〈代議員選挙定数対応表〉

地区（選挙区）	会員数	代議員数	補欠代議員数
北薩地区	320名	6名	2名
始良地区	336名	7名	2名
大隅地区	313名	6名	2名
南薩地区	344名	7名	2名
鹿児島地区	1212名	24名	5名
奄美地区	69名	1名	2名
種屋久地区	45名	1名	2名
合計数	2639名	52名	17名

### 【注意事項】

※立候補の届出はインターネットで行います。 鹿児島県理学療法士協会ホームページより選挙サイトへアクセスし、立候補の届出を行ってください。

※立候補者は選挙要領を確認して届出を行ってください。

### 【お問い合わせ】

[kkpta.senkyo@gmail.com](mailto:kkpta.senkyo@gmail.com)

TEL:0995-78-3135

霧島桜ヶ丘病院

前田 哲

謹白

令和6年1月12日

## 公益社団法人鹿児島県理学療法士協会代議員選挙実施要綱

公益社団法人鹿児島県理学療法士協会  
選挙管理委員会委員長 前田 哲

### 1. 選挙人、被選挙人について

(1) 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。

(2) 選挙人、被選挙人について

1) 選挙人及び被選挙人は令和5年12月19日時点において、会員（正会員・名誉会員）として登録されている者とする。選挙権及び被選挙権の資格のない者は以下のとおりとする。

- ① 休会者
- ② 会員資格が停止されている者
- ③ 会費未納者

(注) 会費未納の会員は会費納入後に立候補すること

2) 選挙人、被選挙人名簿の作成

令和5年12月19日時点の会員情報をもとに、選挙人名簿および被選挙人名簿を作成する。

3) 選挙用「ID」・「パスワード」について

立候補及び投票には「ID」・「パスワード」が必要である。

選挙人及び被選挙人宛に発行する「ID」・「パスワード」の初期設定は

ID: 会員番号 パスワード: 生年月日である。(ログイン変更可能)

※前回ID・パスワード変更された会員も初期設定になっております。お間違いのないようお願い致します。

(3) 立候補、投票とも選挙人名簿、被選挙人名簿に登録されている地区（選挙区）ごととする。

### 2. 選挙の告示について

(1) 代議員選挙告示日は令和6年1月12日以前とする。

代議員選挙告示は、県士会ホームページに掲載する。

(2) 上記(1)にしたがい、ホームページ管理担当者に対して、告示日に掲載できるよう事前に提出する。

3. 選挙すべき職と定数 および 任期

代議員 52 名

補欠代議員 17 名

任期 自：2024 年定時総会（5 月頃）から

至：2026 年定時総会（5 月頃）終結の時まで

4. 代議員・補欠代議員の定数について

代議員数は、定数の定める所により、各地区会員数（休会者を除き）を 50 で除した数とし、小数点以下は四捨五入し算出する。

補欠代議員は、各地区代議員定数 5 で除した数とし、補欠代議員数の最小数は 2 名以上とする。

この選挙での会員数は令和 5 年 12 月 19 日を基準とする。

〈代議員選挙定数対応表〉

地区（選挙区）	会員数	代議員数	補欠代議員数
北薩地区	320 名	6 名	2 名
始良地区	336 名	7 名	2 名
大隅地区	313 名	6 名	2 名
南薩地区	344 名	7 名	2 名
鹿児島地区	1212 名	24 名	5 名
奄美地区	65 名	1 名	2 名
種屋久地区	45 名	1 名	2 名
合計数	2639 名	52 名	17 名

5. 立候補の受け付けについて

（1）受付時期

1）立候補受付期間は令和 6 年 1 月 27 日正午～令和 6 年 2 月 3 日正午とする。

2）立候補を辞退する場合の締め切りは令和 6 年 2 月 9 日とする。

（2）受付順位

1）受付順位は最終受付時刻順とする。

2）名簿掲載順位に関しては受付順とする。

（3）受付数が定数に満たない場合

1）立候補者が代議員及び補欠代議員に満たない場合、その旨を選挙管理委員長は、鹿児島県理学療法士協会へ報告する。

2）報告を受けた鹿児島県理学療法士協会は、令和 6 年 3 月 9 日正午までに代議員候補者及び補欠代議員候補者を推薦し、選挙管理委員長に報告する。なお、推薦にあたっては代議員数及び補欠代議員の定数内とし、補欠代議員候補者は順位付けで推薦する。

#### (4) 立候補届の様式

##### 1) 届出方法

- ・届出方法は **web** のみとする。
- ・鹿児島県理学療法士協会ホームページより選挙サイトへアクセスし <https://k-pt.sakura.ne.jp/>立候補の届出を行う。
- ・お使いの PC の環境により、立候補受付を完了できない場合があります。  
Google chrome を使用されることを推奨いたします。
- ・個人「ID」・「パスワード」を入力。  
ID：会員番号 パスワード：生年月日（初期時）
- ・立候補手続き完了のお知らせをメールにてお知らせ致しますので、個人メール登録をお願いします。
- ・選挙用「ID」・「パスワード」を入力後、氏名・会員番号・所属等が自動表示される。
- ・立候補趣旨及び協会・士会役員歴は指定された箇所に入力する

##### 2) 写真

上半身（正面）脱帽、無背景、カラー、直近 3 か月以内に撮影したもの、デジタルデータの形式は JPEG とし、容量は 2 メガバイト以内とする。

#### 6. 立候補の受理

##### (1) 受付

立候補受付終了時の状態をもって最終受付とする。

##### (2) 受理

立候補届受付後、選挙管理委員会による審査を経て、正式に立候補届が受理された際には、選挙サイトにて承認され、立候補手続きを終了した旨をメールにて送る。また、受理後であっても明らかな書類不備や虚偽記載等が発見された場合は受理を取り消すことがある。

##### (3) 立候補届の修正

立候補届に不備があった場合、選挙管理委員会から立候補届に対して、立候補届の修正を求める。修正届出後、再度審査を行う。立候補届提出者は常に連絡のとれるようにしておくこと。令和 6 年 2 月 9 日までに修正の届がない場合は立候補届を受理・承認しない。

##### (4) 立候補届の辞退

候補者は、届け出た立候補を辞退する際、立候補届辞退書に自書にて記載・押印し、PDF 変換し選挙管理委員会へ電子メールにて届ける。選挙管理委員会は辞退届を受理した際には、立候補届辞退受理書を交付する。

## 7. 立候補者一覧および選挙公報

### (1) 立候補者告示

立候補者の氏名や趣旨の告示については、令和6年2月10日を目途に県士会ホームページ上に掲載する。

選挙公報掲載順、投票画面氏名掲載順は同一とし、それらについては、立候補届最終受理順とする。

## 8. 選挙活動

立候補者及びその応援をする者は、公序良俗に反する選挙活動、公職選挙法に抵触する活動を行い、また関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により、注意、指導、是正勧告、立候補取り消しを行うことがある。選挙違反の適用は公職選挙法を準用する。

## 9. 投票について

(1) 投票期間：令和6年3月2日正午～令和6年3月9日正午

(2) 地区（選挙区）の立候補者に対し、同地区の正会員による投票を行う。

・各地区内に於いて、候補者定員を超えた場合、投票により候補者を決定する。

(3) 投票方法

・投票は web のみとする。

・鹿児島県理学療法士協会ホームページより選挙サイトへアクセスし <https://k-pt.sakura.ne.jp/>投票を行う。

・お使いの PC の環境により、投票を完了できない場合があります。

Google chrome を使用されることを推奨いたします。

・個人「ID」・「パスワード」を入力。

ID：会員番号 パスワード：生年月日（初期時）

・投票は定数内連記投票とする。

・白票は有効投票とする。

・定数を超えて投票しようとした場合は、これを受け付けない。

・立候補者が定数以内の場合は投票を行わない。

## 10. 開票について

(1) 開票日

投票締め切り後、速やかに行う。

(2) 開票立会人の選出

1) 開票には選挙管理委員、選挙立会人が立ち会う。

(3) 投票データの保管について

1) 投票期間中は、選挙管理委員長または選挙管理委員長から指名を受けた会員以外のシステム管理者以外は、投票管理画面にアクセスできない。

2) 選挙管理委員長の指名により、会員以外のシステム管理者が投票システムを管理することができる。

(4) 無投票当選について

立候補者が定数以内の時は投票を行わず、当該選挙の候補者をもって当選とする。

(5) 当選人につて

1) 定数内連記投票では、投票数の多いものから順に、その代議員の定数の最大数に相当する数の者まで当選人とする。

2) 投票最下位同数得票者については、開票立会人のもと開票終了後、1週間以内に選挙管理委員が指定した場所において、立候補者によるくじにより、当選人を決定する。くじ引きに参加できない立候補者は他の者に委任することができる。

3) 補欠代議員は順位を確定させる必要がある。立候補者が代議員定数を超えた場合は、投票の得票順に応じて補欠代議員の順位が確定する。立候補者が代議員定数を越えなかった場合、鹿児島県理学療法士協会から推薦された補欠代議員も人数に合わせ順位を確定させる。

4) 定数を満たさず、鹿児島県理学療法士協会から推薦された代議員候補者及び補欠代議員候補者は無投票当選とする。

(6) 選挙結果の告示は速やかに県士会ホームページ上に掲載する。

1 1. 異議申立期間

異議申立の期間は令和 6 年 3 月 25 日まで、申し立ては電子メールによるものとし、申立先は選挙管理委員長とします。kkpta.senkyo(a)gmail.com

(選挙管理委員長)宛に送信ください。

メール送信時は(a)を@に変えてください。

1 2. 当選証書の発行

当選が確定した後、当選証書を発行する。

1 3. 問い合わせ

[鹿児島県理学療法士協会 選挙管理委員会メールアドレス kkpta.senkyo@gmail.com](mailto:kkpta.senkyo@gmail.com)